

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを、経営者がその使命を果たして株主の皆様の負託に応えるために必要不可欠な仕組みと位置付けています。経営者の使命とは、「FUJITSU Way」で掲げる企業理念の下、目先の利益のみを追いかけるのではなく、お客様やお取引先様の信頼に応え、社員が生き生きと誇りを持って働き、社会に貢献する経営を行うことです。こうした経営の実践を通して、当社は、中長期的な成長や企業価値の向上を実現します。

コーポレートガバナンス体制の枠組み

当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社制度の長所を活かしつつ、取締役会における非執行取締役（独立社外取締役および社内出身の業務を執行しない取締役をいう。以下、同じ）による業務執行取締役の業務執行に対する監督の実効性と多様な視点からの助言の確保を以下の方法により実現します。

- a** 業務執行を担う「業務執行取締役」に対し、業務執行の監督機能を担う「非執行取締役」を同数以上確保する。
- b** 非執行取締役の主要な構成員を独立社外取締役とし、社内出身者である非執行取締役を1名以上確保する。
- c** 独立社外取締役は、当社が定める独立性基準（以下、「独立性基準」という）を満たす社外取締役とする。
- d** 非執行取締役候補者の選定に当たり、出身の属性と当社事業への見識を考慮する。

- e** 監査役による取締役会の外からの監査および監督と、非執行役員（非執行取締役および監査役をいう。以下、同じ）を中心に構成する任意の指名委員会、報酬委員会および独立役員会議により取締役会を補完する。
- f** 独立社外監査役は、独立性基準を満たす社外監査役とする。

当社は、2015年12月の取締役会決議によって、コーポレートガバナンスに関する当社の考え方を整理した基本方針「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しました。
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

このほか、コーポレートガバナンスの詳細については当社Webサイト（企業情報／社会・環境分野の取り組み／マネジメント体制／コーポレートガバナンス）をご覧ください。
<http://www.fujitsu.com/jp/about/csr/management/governance/>

監査役会設置会社ならではのコーポレートガバナンスを追求する

当社は、監査役会設置会社の機関設計を採用しています。それは、非執行取締役による業務執行の監督と、業務の決定にも執行にも関与しない監査役による監督の両方が機能することで、監督機能の充実が確保できると考えるからです。加えて、監査役会の合議を経ずに単独で権限を行使できる独任制の監査役の存在に信を置いていることも大きな理由の1つです。

当社は、監督機能の実効性を高めるため、社外役員が監督を実施するのに必要な情報を十分に提供することが不可欠と考えており、すべての独立役員で構成される独立役員会議を1～2カ月に1回の頻度で開催し、様々なテーマを取り上げ、当社事業の理解を深めてもらう機会を設けています。また、社外役員は、取締役会、独立役員会議での情報に加え、独立役員支援スタッフとして任命された若手社員から、執行側のスクリーニングを受

けることなく情報を得ることもでき、それらの豊富な情報を活かした監督機能を発揮することも可能です。

2017年3月期、当社は、取締役会の監督機能強化をテーマとして、社外役員へのインタビューによる取締役会の実効性評価を行いました。取締役会や独立役員会議における議題の工夫や、重要な業務執行案件のモニタリングのあり方など、評価の中で得られた建設的な意見を受けて、監督の実施に必要な社外役員への情報提供をさらに促進することにより、監査役会設置会社の強みを活かしたコーポレートガバナンスの強化にも資するよう、改善策の実施に努めています。

執行役員常務
（RCO 財務・コンプライアンス・知的財産本部長）
安井 三也

1. コーポレートガバナンス体制の概要

これまでのコーポレートガバナンス強化のための取り組み

2006年	取締役の任期を1年に短縮	取締役の経営責任のさらなる明確化のため
2009年	指名委員会・報酬委員会の設置	役員の選任プロセスおよび役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため
2015年	独立役員会議の設置	業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めるため
	「コーポレートガバナンス基本方針」の制定	株主に対して、コーポレートガバナンスの基本的な考え方を踏まえた仕組みの整備、運用の基本方針を示すため
2017年	「業績連動型株式報酬」制度の導入	業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与え、株主視点での経営を一層促すため

主な会議体・委員会の責務と構成 〈取締役会〉

当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しています。取締役会は、法令および定款に反せず、妥当と考える最大限の範囲で、業務執行に関する権限を代表取締役およびその配下の執行役員以下に委譲し、取締役会はその監督および助言を中心に活動を行います。また、取締役会は、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を積極的に任用することにより、監督および助言機能を強化しています。なお、取締役の経営責任をより明確化するため、2006年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮しました。

2017年6月26日現在、取締役会は、業務執行取締役4名、非執行取締役6名（うち、社外取締役4名）の合計10名で構成されており、取締役会議長は、業務執行の最高責任者である社長から分離しています。

〈監査役（会）〉

当社は、監査機能および監督機能として監査役（会）を設置しています。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務の決定にも執行にも関与しない、より独立した立場から取締役会および業務執行機能の監査および監督を行います。監査役の任期は4年です。

2017年6月26日現在、監査役会は、監査役5名（うち、常勤監査役2名、社外監査役3名）で構成されています。

当社監査役のうち、2017年6月26日より常勤監査役を務める広瀬 陽一は、当社の財務・経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験に加え、テクノロジーソリューションを中核としたビジネスモデルへの変革に深く携わるなど、財務会計の分野のみならず、経営に関する豊

富な知見を有しています。また、常勤監査役 近藤芳樹は、国内営業部門およびSE部門の管理業務に携わった経験が豊富であり、当社の主力ビジネスであるサービスビジネスに関する深い見識を有しています。なお、社外監査役の専門性については、P53-54の「社外役員の選任状況」をご参照ください。

〈指名委員会・報酬委員会〉

当社は、役員の選任プロセスの透明性および客観性の確保、役員報酬決定プロセスの透明性および客観性、役員報酬の体系および水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しています。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の指名手続きと選定方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しています。

また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしています。

指名委員会および報酬委員会は「コーポレートガバナンス基本方針」において、その過半数を非執行役員で構成し、独立社外取締役を1名以上確保するものとしており、2018年3月期の指名委員会と報酬委員会は、ともに非執行役員4名（うち、独立社外取締役2名）で構成されています。両委員会の2017年7月27日現在の委員は以下のとおりです。
委員長 古河建純氏

委員 横田淳氏、山本正巳氏、向井千秋氏

〈独立役員会議〉

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関わる議論を活発化させるためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、2016年3月期にすべての独立役員（独立社外取締役4名、独立社外監査役3名）で構成する独立役員会議を設置しました。2017年3月期は同会議を6回開催しました。同会議では、議題を1、2テーマに限定して独立役員が情報を共有し議論を尽くすこととしており、各役員の意見の形成と取締役会における審議の活性化に寄与しています。

〈取締役・監査役を支援する体制〉

当社は、各役員が能力を発揮し、当社のコーポレートガバナンスにおける役割を果たせるよう、業務執行取締役、非執行取締役および監査役の区別なく、以下の支援を行っています。

- 役員が、外部の専門家の助言を含め各自が必要と考える情報を円滑に入手できるよう、費用面、人員面から支援する体制を整備する。
- 新規選任された役員に対して、役割や責務、社内体制、事業内容の説明など必要なトレーニングを実施する。また、役員選任後も上記内容につき適宜更新の機会を提供するとともに、役員が各自必要と考えるトレーニングを継続的に受けられるよう配慮する。

なお、社外役員については、当社の事業分野、企業文化などに対する知見が社内役員と異なることに鑑み、上記の支援および前述の独立役員会議に加え、社外役員をサポートする支援組織を設置し、各社外役員に当社の若手社員を補佐として配置して彼らを介して必要な会社情報に直接アクセスできる体制を敷いています。

執行組織の状況

当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員および常務理事を置くとともに、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置し、経営の効率性を高めています。

2. 社外取締役・社外監査役

社外役員の独立性基準

当社は、以下の基準に基づいて社外役員の独立性を判断しています。

- a 現在または過去において以下のいずれにも該当しない者**
- (1) 当社グループ^{*1}の取締役または使用人
 - (2) 当社の大株主^{*2}の取締役、執行役、監査役または重要な使用人^{*3}
 - (3) 当社の主要な借入先^{*4}の取締役、執行役、監査役または重要な使用人^{*3}
 - (4) 当社の会計監査人の社員または使用人
 - (5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
 - (6) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭^{*5}、その他財産を得ている者
 - (7) 当社の主要な取引先^{*6}の取締役、執行役、監査役または重要な使用人^{*3}
- b 現在または過去3年間ににおいて以下のいずれかに該当する者の近親者^{*7}でない者**
- (1) 当社グループの業務執行取締役、業務執行取締役でない取締役^{*8}または重要な使用人
 - (2) 当社の大株主の取締役、執行役、監査役または重要な使用人^{*3}
 - (3) 当社の主要な借入先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人^{*3}

- (4) 当社の会計監査人の社員または使用人
- (5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
- (6) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭、その他財産を得ている者
- (7) 当社の主要な取引先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人^{*3}

^{*1} 当社と当社の子会社
^{*2} 当社の直近の事業報告に記載された上位10社の大株主
^{*3} 当該大株主、借入先、取引先の独立社外取締役または独立社外監査役である場合を除く
^{*4} 当社の直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先
^{*5} 5年間の合計が1,000万円以上の専門的サービスなどに関する報酬、寄付等
^{*6} 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が、取引先または当社の連結売上高の1%を超える企業など
^{*7} 2親等以内の親族、配偶者または同居人
^{*8} 当社の社外監査役または社外監査役候補者である者の独立性を判断する場合に限る

社外役員の選任状況

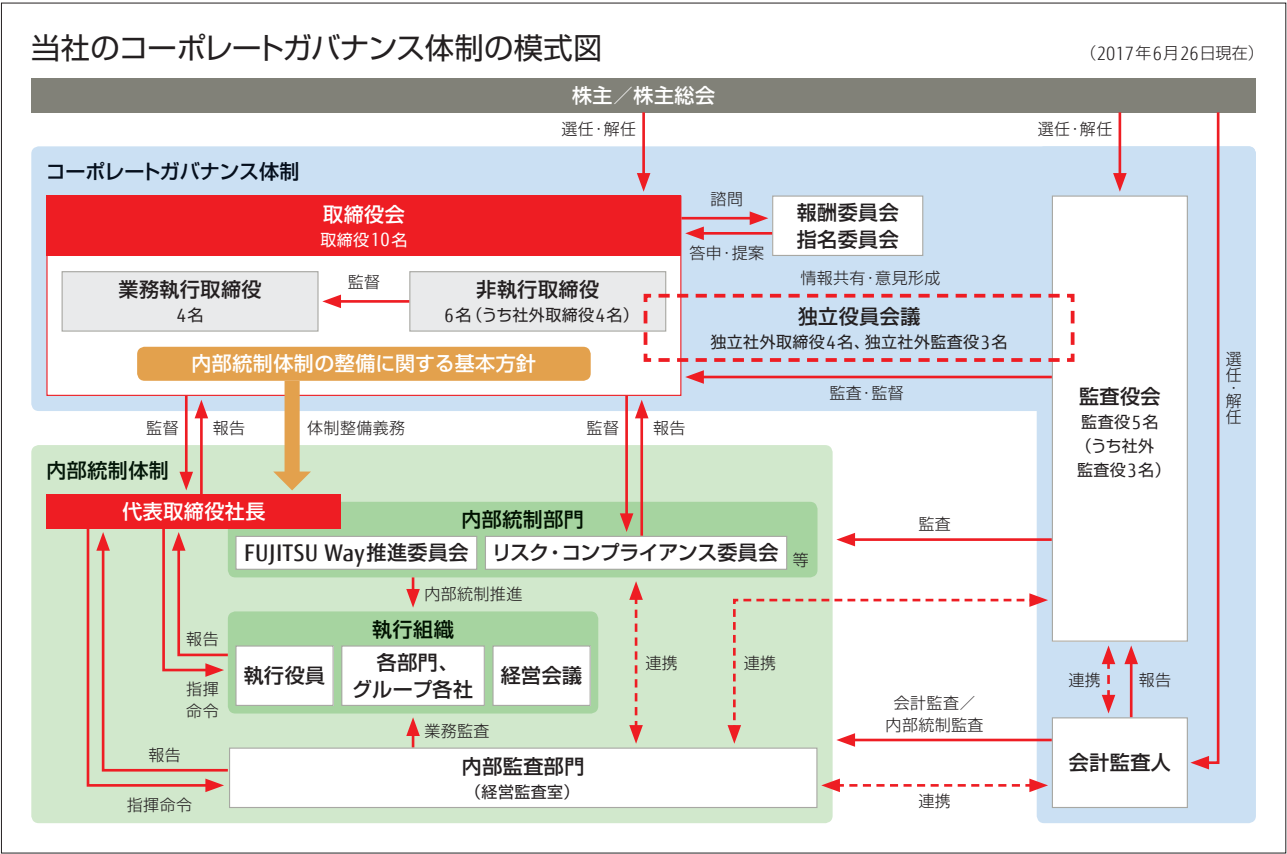
当社では、経営の透明性、効率性を一層向上させるため、社外役員を積極的に任用しています。

当社は、前述の独立性基準によって社外役員の独立性を判断しており、社外役員の全員を当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に独立役員として届け出、受理されています。

なお、各社外取締役および社外監査役の役割、機能と具体的な選任状況に対する考え方は以下のとおりです。

〈社外取締役〉

須田 美矢子氏	経済学者として国際マクロ経済学に精通されており、また、日本銀行政策委員会審議委員を2期10年務められるなど、金融政策に関する見識やグローバルな観点からの経営的見識をお持ちであるため、当社の企業統治において、グローバルな視点を踏まえた社外取締役としての監督機能および役割を果たしていただけると考えています。なお、須田美矢子氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
横田 淳氏	イスラエル大使、ベルギー大使などを歴任され、欧州との経済連携協定交渉のための政府代表を務められるなど、国際経済交渉の専門家であり、また、グローバルな視点からの政治、経済に対する深い見識をお持ちであるため、社外取締役としての監督機能および役割を果たしていただけると考えています。なお、横田淳氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
向井 千秋氏	医師からアジア女性初の宇宙飛行士となった経歴をお持ちであり、当社の標榜するチャレンジ精神を最先端の科学分野で体現されており、広範な科学技術の知見に基づくグローバルで公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、社外取締役としての監督機能および役割を果たしていただけると考えています。なお、向井千秋氏が特任副学長を務めている東京理科大学を運営する学校法人東京理科大学と当社は、営業取引関係がありますが、その取引金額は2017年3月期において約7百万円であり、当社の売上規模に鑑みて、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は、同氏が独立性を有すると考えています。
阿部 敦氏	長年にわたる投資銀行業務やプライベート・エクイティ業務の経験を通して、ICT業界やM&Aについての深い見識をお持ちであり、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果断な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役としての監督機能および役割を果たしていただけると考えています。なお、阿部敦氏が代表取締役を務める株式会社産業創成アドバイザリーおよび取締役を務めるオン・セミコンダクター・コーポレーションと当社との間には取引関係はありません。阿部敦氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。



〈社外監査役〉

山室 恵氏	法曹界における長年の経験をお持ちであり、会社法をはじめとする企業法務および国内外のコンプライアンス対策に精通されているため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監督・監査機能および役割を果たしていただけたと考えています。なお、山室恵氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
三谷 紘氏	検事、公正取引委員会の委員などを歴任され、法律のみならず、経済・社会など、企業経営を取り巻く事象に深い見識をお持ちであるため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監督・監査機能および役割を果たしていただけたと考えています。なお、三谷紘氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
初川 浩司氏	公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験と、企業会計に関する広い知見をお持ちであるため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監査機能および役割を果たしていただけたと考えています。なお、初川浩司氏が代表執行役を務められていたあらた監査法人（現 PwCあらた監査法人）は、当社の会計監査を担当したことはありません。当社と同監査法人には当社サービスに係る営業取引関係がありますが、その取引金額は2017年3月期において約2千万円であり、当社の売上規模に鑑みて、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は、同氏が独立性を有すると考えています。

3. 役員報酬の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しています。取締役および監査役の報酬等は、同委員会の答申を受けて取締役会で改定された以下の「役員報酬支給方針」に基づき、決定されます。

役員報酬支給方針

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

〈基本報酬〉

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

〈賞与〉

- 業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- 「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する「オンターゲット型」とする。

〈業績連動型株式報酬〉

- 業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度ごとの株式数を計算のうえ、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

なお、株主総会の決議により、取締役の「基本報酬」と「賞与」の合計額を金銭報酬枠として年額6億円以内とし、「業績連動型株式報酬」を非金銭報酬枠として年額3億円以内、

割り当てる株式総数を年43万株以内とする。また、監査役の「基本報酬」を年額1億5千万円以内とする。

4. 政策保有株式に関する方針と議決権行使基準

当社は、取引関係の維持、強化を目的として政策保有株式を保有しており、その効果が株主の利益に重要な影響を与えるものであることを踏まえ、保有に関する方針と議決権行使基準につき、以下のとおり定めています。

- 政策保有株式の保有については、毎年、中長期的な経済合理性などを考慮して保有を判断し、取締役会で検証する。中長期的な企業価値向上が認められる場合に政策保有株式を継続保有する。

- 政策保有株式の議決権行使については、個々の株式の保有目的に沿って保有の効果が最大限発揮できるかという観点や、少数株主としての当社の企業価値向上の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断する。なお、会社議案に賛成できないと判断する場合は、売却の可否についても検討する。

なお、当社は2017年2月、富士電機株式会社との株式持合いの見直しを決定し、2017年9月に同社株式の一部を売却しました。

5. 内部監査・会計監査および内部統制部門の状況

内部監査・会計監査体制

〈内部監査〉

内部監査組織として経営監査室を設置しています。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施して結果を代表取締役社長に報告しています。内部監査の監査計画および監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会および会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っています。

経営監査室は、公認内部監査人（CIA）、公認情報システム監査人（CISA）、公認不正検査士（CFE）などの資格を有する者など、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しています。

〈会計監査〉

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画および監査結果を報告しています。また、必要に応じて意見交換なども行っており、連携して監査を行っています。

内部統制体制

〈内部統制部門〉

「内部統制体制の整備に関する基本方針」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会、FUJITSU Way推進委員会などがそれぞれリスク管理体制、コンプライアンス体制、財務報告に関する内部統制体制などの整備・運用を行い、基本方針に規定された職務を行っています。また、内部統制体制の運用状況については、定期的に取り締役会への報告を行っています。

〈リスクマネジメント体制・コンプライアンス体制〉

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置付け、これらの体制をグローバルに統括する組織として、取締役会に直属するリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役を中心に構成されています。同委員会は、概ね年4回開催し、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、顕在化したリスクが適時に同委員会に報告される体制および内部通報制度の運用のほか、最高リスク・コンプライアンス責任者の実行方針を定め

ます。同委員会の活動の経過および結果は、定期的に取り締役会に報告しています。

また、富士通グループのグローバルな区分である「リージョン」ごとに同様の機能を持つ委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会の下部委員会として、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制を富士通グループ全体に浸透させています。

最高リスク・コンプライアンス責任者は、当該方針に基づき、グループ内の組織を指揮して、業務遂行上のリスクの顕在化の防止に取り組んでいるほか、顕在化した業務遂行上のリスクにより生じる損失を最小限にとどめる活動を行っています。

〈財務報告の適正性〉

財務報告の適正性を確保するための体制としては、FUJITSU Way推進委員会を設置し、その下で、EAGLE

Innovationと呼ぶ、富士通グループ全体の財務報告の適正性を確保するための内部統制の評価および監査に関する体制を構築し、運用しています。

〈グループの内部統制〉

リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制などは、富士通グループを対象として整備しています。また、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、グローバルDoA（Delegation of Authority）と呼ぶ、富士通グループ会社（一部の子会社を除く）の重要事項の決定権限や決定プロセスを定めた権限委譲規程を制定し、グループ会社から当社に対する業務に関する報告義務とともにグループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

6. 2017年3月期のコーポレートガバナンスの実績（レビュー）

当社は、企業価値の持続的向上を目指し、コーポレートガバナンスの強化に努めています。2017年3月期の取り組み状況は以下のとおりです。

取締役会・監査役会の開催および出席

取締役会（うち臨時取締役会）	13回（1回）
監査役会（うち臨時監査役会）	9回（1回）
社外取締役の取締役会への出席状況	98.1%
須田美矢子氏 100%、横田淳氏 100%、向井千秋氏 92.3%、阿部敦氏 100%	
社外監査役の取締役会への出席状況	100%
山室恵氏 100%、三谷紘氏 100%、初川浩司氏 100%	
社外監査役の監査役会への出席状況	100%
山室恵氏 100%、三谷紘氏 100%、初川浩司氏 100%	

取締役および監査役の報酬等の総額および種類別の額

区分	人数	報酬等の種類				報酬等の総額
		基本報酬	株式取得型報酬	賞与	その他	
取締役（社内）	8人	289百万円	34百万円	86百万円	—	409百万円
社外取締役	4人	53百万円	—	—	—	53百万円
監査役（社内）	3名	76百万円	—	—	—	76百万円
社外監査役	3名	40百万円	—	—	—	40百万円

（注）1. 上記には、2017年3月期に退任した役員を含んでいます。
2. 取締役（社外取締役含む）の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、年額6億円以内、監査役（社外監査役含む）の報酬額は2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただいています。当社は、この報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しています。
3. 上記の報酬等は、2017年3月末日時点における役員報酬支給方針に基づき決定されています。なお、役員報酬支給方針は、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会で承認された業績連動型株式報酬制度に係る報酬額などの設定を踏まえ、P54掲載の「役員報酬の決定方針」に記載のとおり変更されています。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性の維持・向上のため、取締役会の評価を毎年行うことを、「ガバナンス基本方針」に定めています。

〈前期の評価結果を踏まえたアクション〉

前期の評価での「経営戦略に関する議論により時間を割きたい」という指摘を踏まえ、2017年3月期は、複数回にわたり、取締役会および独立役員会議において中長期的な経営戦略を議論しました。

〈当期の評価〉

当期は、社外取締役・監査役を中心に、インタビューによって意見を聴取し、取締役会の監督機能をより一層強化する観点から評価を行いました。

- ・取締役会の運営および審議については、前期からさらに改善しているとの意見が多く、また、取締役会は十分に監督機能を果たしているとの評価結果でした。
- ・2017年3月期中に6回実施した独立役員会議については、取締役会における議論を補完する会議として、会議参加メンバーより前期と同様に高い評価を得ました。意見聴取の結果については、当社の実質株主である機関投資家の議決権行使ご担当者より寄せられた当社取締役会に関するご意見とともに、取締役会で報告し、議論しました。以上を総合的に考慮し、取締役会の実効性は確保されていると評価しました。

なお、インタビューの過程ではさらなる監督機能強化に向けた建設的な意見が提示されましたので、それらに従って、改善策を着実に実施します。

説明責任

当社では、株主・投資家などのステークホルダーに対する企業・経営情報の説明をコーポレートガバナンス上の重要課題の1つと認識しており、適時・適切な情報開示に努めています。

面談	回数	内容
証券アナリスト・機関投資家向け定期的説明会	12回	社長による経営方針説明会、社長および最高財務責任者（CFO）による決算説明会、各事業責任者による事業戦略説明会を定期的に開催しています。また、社長、CFO、各事業責任者クラスによる説明会では、必ずマスコミ向けの説明会も開催し、報道を通じて個人投資家の皆様にも情報が伝わるよう配慮しています。
海外投資家向け定期的説明会	7回	CFOおよびIR担当者が定期的に海外の機関投資家訪問を行っています。また、欧米にIR担当者を駐在させ、決算時にかかわらず常に投資家とのリレーションを持っています。
個人投資家向け定期的説明会	0回	個人投資家向け説明会は現在開催していませんが、IRサイトにおいて証券アナリスト・機関投資家向けの説明会資料、Q&A、ストーリーミングなどを公開しています。なお、今後も説明会の開催は検討していきます。
株主との面談	11回	当社は、株主と建設的な対話を推進する統括者としてCFOを指名し、その推進部門としてIR担当部門を設置しています。IR担当部門は、CFOの統括の下、当社の株主構造を十分把握したうえで、経営者や対話を補助する各部門（経営戦略部門、経理部門、法務部門、事業部門等）と連携して対話を実施し、結果を適宜取締役会に報告しています。株主総会の開催前には、実質株主である主要機関投資家を訪問して当社の経営方針、コーポレートガバナンス体制の考え方、株主総会上程議案などについて説明をしています。さらに2017年3月には、機関投資家を対象に、社外取締役の阿部敦氏と執行役員常務 安井三也によるESG説明会を開催し、投資家の質問に応えました。

動画、プレゼンテーション資料、質疑応答などは下記サイトでご覧いただけます。
<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/library/presentation/>